

東京交通短期大学 ハラスメント等の防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京交通短期大学（以下、「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下、「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規程は、次に掲げる者（以下、「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学に勤務する教職員（専任教職員、非常勤講師、本学において就業する派遣社員及び委託業務従事者）
- (2) 本学に学ぶ学生等（学生、聴講生、講座受講生等）

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の不適切な言動等により他者の人権を侵害する行為をいう。

(本学の責務)

第4条 本学は、構成員に対して必要な教育及び啓発活動を行い、快適な環境での就業及び就学ができるように努める。

2 本学は、ハラスメントに関する事案が発生した場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 本学は、ハラスメントの事案にかかわった人のプライバシー、名誉その他の人権が不当に侵害されることのないよう守秘義務を徹底しなければならない。

(本学構成員の責務)

第5条 教職員及び学生等は、ハラスメントの防止等のために職員及び学生等が認識すべき事項についての指針に従い、ハラスメントを行ってはならない。

2 前項の指針については、東京交通短期大学ハラスメント等防止ガイドラインを準用する。

(防止委員会)

第6条 本学に、ハラスメントの防止等を適切に実施するための、ハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会の組織及び運営については、別に定める。

(相談員)

第7条 本学に、職員及び学生等からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下、「苦情相談」という。）に対応する相談窓口として、相談員を置く。

2 相談員は、学長が指名する教職員若干名をもって組織する。

3 相談員は、次の各号に掲げる業務を担当するものとする。

(1) ハラスメントに関する苦情相談を受け付けること。

(2) 苦情相談があった事案について、事実関係を確認すること。

(3) 苦情相談があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。

(4) その他、ハラスメント防止に関する事項の処理を行うこと。

4 相談員は、苦情相談があった場合には、防止委員会に報告しなければならない。

5 相談員は、必要と判断した場合には、防止委員会に調査・調整等を要請することができる。

(苦情相談の申立て)

第8条 ハラスメントを受けた学生・教職員又はハラスメントを目撃した学生・教職員は、相談窓口に対して苦情相談の申立てを行うことができる。

2 ハラスメントに関する苦情相談の申立ては、現実に発生した場合だけでなく、発生の恐れがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第9条 前条に定める苦情相談の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 本学は、学生・教職員が、ハラスメントに関する苦情相談の申立て、調査への協力、その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(事実認定)

第11条 ハラスメントの最終的な事実認定は、防止委員会が相談員から事情を聴取し、事実関係の調査を行う。

2 防止委員会は調査結果を学長に報告するものとする。

3 防止委員会から報告を受けた学長は、処分等の内容案を作成し、教授会の議を経て理事長に具申するものとする。

(守秘義務)

第12条 ハラスメントに関する問題解決にあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。

(処分)

第13条 本学は、ハラスメント行為が認められた学生に対し、本学学則に基づいて処分を行う。教職員に対しては、理事長の指示にしたがい、本学就業規則等に基づいて処分を行う。

(再発の防止)

第14条 本学は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成27年11月1日から施行する。